

第 54 回

大阪市都市景観委員会

議 事 錄

日 時 平成 30 年 3 月 6 日 (火)
午前 10 時 00 分
場 所 大阪市役所 屋上階 (P 1) 会議室

大阪市都市景観委員会（第54回）

1. 開催日時 平成30年3月6日（火）午前10時00分～午前11時00分

2. 開催場所 大阪市役所 屋上階（P1）会議室

3. 出席者

(1) 委員（敬称略）

| | | | | |
|-------|---|---|---|----|
| 委員長 | 橋 | 爪 | 紳 | 也 |
| 委員長代理 | 嘉 | 名 | 光 | 市 |
| 委員 | 岡 | 田 | 昌 | 彰 |
| | 加 | 賀 | 有 | 津子 |
| | 加 | 我 | 宏 | 之 |
| | 中 | 嶋 | 節 | 子 |
| | 長 | 町 | 志 | 穂 |
| | 松 | 岡 | | 聰 |
| | 山 | 納 | | 洋 |

(2) 府側 矢倉 住宅まちづくり部

建築指導室建築企画課調整
グループ課長補佐

(3) 市側 宮本 建設局管財担当部長

渡瀬 建設局企画部長

西川 建設局公園緑化部長

上村 都市整備局企画部長

事務局（都市計画局） 川田 都市計画局長

寺本 計画部長

泉 計画部都市景観担当課長

松崎 計画部都市景観担当課長代理

大中 計画部都市計画課 担当係員

越井 計画部都市計画課 担当係員

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 地域景観づくり推進団体の認定について

(2) その他

3 閉 会

[配付資料]

議題（1）関係

・資料1 地域景観づくり推進団体の認定請求の概要

・資料2 地域景観づくり推進団体の認定の決定（案）

参考資料1 地域景観づくり協定制度の概要

参考資料2 地域景観づくり協定制度における都市景観委員会の役割

参考資料3 地域景観づくり推進団体認定請求書（写し）※

議題（2）関係

・資料3 地域景観づくりアドバイザーの派遣の決定（案）

参考資料4 地域景観づくりアドバイザー派遣申請書（案）※

参考資料5 地域景観づくりアドバイザー登録リスト

・資料4 各部会の開催状況

（※）委員限り資料

5. 議事の概要

○事務局（松崎）

それでは、ただいまより第54回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます大阪市都市計画局計画部都市景観担当課長代理の松崎でございます。よろしくお願ひいたします。

傍聴の方に申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定し、審議の妨げにならないよう、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

本日の都市景観委員会には、委員11名中9名の方にご出席いただいております。阿部委員、橋寺委員につきましては、本日は都合が合わずご欠席となっております。

それでは、議事に入ります前に配付資料のご確認をお願いいたします。

まず、お手元の資料の一番上に議事次第を置かせていただいております。次に出席者リスト、配席図となっておりまして、以降、資料が続いております。議題ごとにクリップ留めしております。

まず議題（1）関係としまして、資料1の地域景観づくり推進団体の認定請求の概要、資料2の地域景観づくり推進団体の認定の決定（案）と、参考資料が3つございます。1つ目が地域景観づくり協定制度の概要、2つ目が地域景観づくり協定制度における都市景観委員会の役割、3つ目が地域景観づくり推進団体認定請求書（写し）となっております。

次に議題（2）関係としまして、資料3の地域景観づくりアドバイザーの派遣の決定（案）と、参考資料が2つございます。1つ目が地域景観づくりアドバイザー派遣申請書（案）、2つ目が地域景観づくりアドバイザー登録リストとなっております。最後に、資料4の各部会の開催状況でございます。

そのほか、卓上に水色のファイル、都市景観委員会資料綴りを置かせていただいております。

なお、参考資料3と4につきましては、地域景観づくり推進団体の認定請求等の資料になりますので、委員限り資料とさせていただきまして、会議終了後に回収させていただきます。

以上でございます。不足はございませんでしょうか。

それでは、これから議事進行につきましては、橋爪委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○橋爪委員長

おはようございます。

本日は昨年10月に創設されました地域景観づくり協定制度を活用される推進団体の認定に関しまして、意見聴取ということになってございます。制度ができまして初めての認定請求ですので、今後、効果的にこの制度が活用されるよう、委員会として意見を出してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に、当委員会につきましては、運営要綱第3条第3項に基づきまして、議事録署名委員を指名してお願いすることになっております。今回は、名簿の順番で松岡委員と岡田委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

議題が2件ございます。まず議題（1）地域景観づくり推進団体の認定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（泉）

都市景観担当課長の泉でございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、座らせていただきまして説明させていただきます。

議題（1）の地域景観づくり推進団体の認定についてご説明いたします。

本議案は、都市景観条例第36条第4項の規定に基づき、公正かつ適正な認定を行うため、当該団体の活動内容や活動区域が良好な都市景観の形成を図るために相当と認められる内容、区域となっているかについて、専門的見地からご意見をいただくこととして、委員会にご意見を賜るものでございます。

まず、地域景観づくり制度の概要並びに地域景観づくり認定制度における都市景観委員会の役割につきまして、簡単にご説明いたします。

参考資料1の地域景観づくり協定制度の概要をご覧ください。

地域景観づくり協定制度につきましては、地域との協働による景観まちづくりを推進するため、地域の自主的なルールづくりと運用に対する支援をすることとし、平成29年10月より施行いたしました都市景観条例において新たに定めた制度でございます。右上にございますように、制度の目的が2点ございまして、市民や事業者による地域主導のまちづくりの取組みの促進と、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援することで、良好な都市景観の形成を図ることでございます。地域景観づくり推進団体として認定された場合、そのルールづくりに対する支援としまして、アドバイザーの派遣や活動費の助成を行います。

参考資料1の裏面、2ページをご覧ください。

協定の認定要件にございますように、自主的なルールが策定された場合、対象区域の土地所有者等の一定以上の合意を受け、かつ事務局体制を確保していることなど、自主的にルールの運用ができるようになれば、そのルールを地域景観づくり協定として認定し、運用にあたってのアドバイザーの派遣や活動費の助成を行います。

なお、地域景観づくり協定の認定後は建築行為等があった場合に、事業者に対し地域団体との意見交換の実施を求めることで、その協定の効果的な運用を図っていくこととして

おります。

続きまして、参考資料2の地域景観づくり協定制度における都市景観委員会の役割をご覧ください。

地域景観づくり協定制度の運用にあたって、条例や要綱の規定に基づき、委員会に意見聴取する事項をまとめてございます。条例や要綱で委員会の意見聴取を規定している理由としましては、1つは地域景観づくり推進団体の認定後にアドバイザーの派遣や活動費助成といった支援を行うことを想定していますので、公正かつ適正な認定を行うため第三者の意見を賜る仕組みとしております。また2つ目として、当該団体の活動内容や活動区域が良好な都市景観の形成を図るために相当と認められる内容、区域となっているかについて専門的見地からのご意見を賜りたいと存じます。

続きまして、資料1の地域景観づくり推進団体の認定請求の概要をご覧ください。

1ページ目には、団体の名称、活動区域、活動の目的、活動の計画を記載しております。今回、地域景観づくり推進団体の認定を請求された団体の名称は、一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会でございます。御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会は、一般社団法人であります御堂筋まちづくりネットワークのガイドライン推進部会の下部組織として設けられた団体で、組織体制は後ほどご説明します。活動区域内の敷地の所有者または敷地における建築物の所有者から構成されております。活動区域につきましては、資料の右側にございますように土佐堀通りから中央大通りまでの御堂筋及び御堂筋に面する敷地としており、資料の図面では赤色で塗りつぶしている箇所となります。こちらA3の資料に大きな地図をお示ししております。また本図面では、参考といたしまして、御堂筋デザインガイドライン対象区間の区域を赤の実線で示し、御堂筋まちづくりネットワークの活動エリアを青の点線で示しております。活動の目的につきましては、御堂筋本町北地区的御堂筋デザインガイドラインの趣旨を補完するものとして、御堂筋沿道の広告・サイン等のデザインや掲出方法に係ります自主ルールを作成するとともに、将来的な地域景観づくり協定の締結をめざし、上質なにぎわいと風格あるビジネス地区として魅力あるまちなみ創造に資することを目的とされております。この目的の達成のために、広告・サイン等のデザインや掲出方法に係る自主ルールの作成や、その他地域景観づくり協定の締結に必要となる事項などを活動の内容とされております。活動の計画につきましては、平成30年度中に自主ルール案を策定することとし、平成31年度からは地権者合意をめざし、地域景観づくり協定の締結をめざすこととされて

おります。

資料の裏面、2ページ目に、団体が検討することとしております自主ルール案を記載しております。広告物やサインの掲出にあたっては、景観を整えることやにぎわいを演出すること、分かりやすくすることとし、例えば、景観を整えるであれば、対象物を中高層部に掲出するビル名やテナント名、ブランケットなどの袖看板、バナーフラッグ、壁面広告、屋内から屋外に向けて掲出するサイネージなどを対象とし、それらを設置する場合の基本的な考え方として、位置や大きさを整えるなどの設置の仕方やビルの意匠との調和や広告物が大きくなる場合の色使いの配慮などの表示の仕方に關して、自主ルールを作成することを検討するとのことでございます。

次に、資料2地域景観づくり推進団体の認定の決定（案）をご覧ください。

地域景観づくり推進団体の認定の決定にあたりましては、資料の上の表で都市景観条例第36条第3項各号に規定しております認定要件につきまして、取組み内容が該当するか否かを参考資料3の地域景観づくり推進団体認定請求書に添付されている資料をもとに確認してございます。主な認定要件の該当の確認を説明いたしますと、まず（1）の認定要件に対しては、上質なにぎわいと風格あるビジネス地区として魅力あるまちなみ創造に資することを目的としていること。（2）の認定要件に対しては、活動区域を本市が定める御堂筋デザインガイドライン御堂筋本町北地区とほぼ同区域とし、また他の地域景観づくり推進団体の活動の区域とも重複していないこと。（3）の認定要件に対しては、地域景観づくり協定の締結に必要な事項を事業として行うこととしていること。（4）の認定要件に対しては、上質なにぎわいと風格あるビジネス地区として魅力あるまちなみ創造に資することを目的とし、かつ委員構成が活動区域内の土地所有者や建物所有者を対象としており、特定の者に不当に利益を与えるなどの活動を行うものでないこと。（5）の認定要件に対しては、活動内容について周知するとともに意見を聴き、活動区域内に所在する建物の総数の2分の1以上となる48名の賛同を得ていること。最後に（6）の認定要件につきましては、御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会設置規程において、主たる事務所及び決議方法を定めていること。以上のことから、事務局といたしましては、それぞれの認定要件に該当すると判断し、本案件の請求について認定することとしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございます。事務局からの説明にございましたが、当該団体の活動内容、活動区域が良好な都市景観の形成を図る上で適切か、専門的な見地からのご意見をいただきたいということでございます。団体に対するアドバイス等でも結構ですので、ご質問、ご意見ございましたら、お願ひいたします。

特に今回認定しようとされている団体は、一般社団法人の中の景観づくりの推進委員会であり、一般社団法人の活動をされているエリアの全体ではなくて、限定的なエリアでの委員会ということでございますが、いかがでしよう。

○長町委員

まず1つ目の団体認定ということで、本当にすばらしいと思います。このような団体が出てきて、認定していくという形が出来たというだけで感慨深いものがありますが、この御堂筋の団体の資料1について事務局に質問があります。P2ですが、この内容は事務局が書き出したものでしょうか。

○事務局（泉）

これは、請求者です。

○長町委員

わかりました。この団体の場合は御堂筋デザインガイドラインというのが設定されている状態でこの内容を書き出しているので、全体は良いのですが、この項目自体が御堂筋デザインガイドラインの中で想定するにあたって気にしていたことをきちんと拾っているかというのを見ていただきまして、もし不足があったらこういう項目も足してくださいみたいなことをご指導いただくのが良いのではないかと思います。というのは、例えば御堂筋デザインガイドラインは夜間景観の項目がありますが、ここには全くなくてにぎわいづくりに照明演出を取り入れましょうとかいうことが書いてあります。そういう抜けている項目が他にもあると思うので、今すぐやるとかやらないという話ではないですが、目標値の中にデザインガイドラインを熟知していただくというのでしょうか、それをお願いできたらと思います。

○事務局（泉）

貴重なご意見ありがとうございます。まさに今ご指摘いただきました御堂筋のガイドラインをどう補完するかとか、抽象的な表現を地域のルールとしてどう運用していくかというところを、他都市の事例とかいろんな情報収集も行いながら、その地域に合ったルールを決めていく、そういう形になりますし、資料1の2枚目にございますように、「景観

を整える」、「にぎわいを演出する」、「わかりやすくする」という3つテーマがあります。これらのテーマの具現化につきましては、これから重要なテーマになると我々も思っております。

○嘉名委員

聞き漏らしたのかもしれませんし、これからということかもしれません、ルールを作った後の運用をどうお考えになっておられるかということを教えてほしい。まだこれからということならそれで結構ですが、推進委員会はかなり大きな組織で、多分定例といつても月に1回集まることもなかなか難しそうですが、案件が出たときにルールに適合しているかどうかを協議するみたいな場があると勝手に想像しているのですが、そのあたりの運用の考え方、もし現時点でわかることがあれば教えていただきたいのと、まだまだこれからということであれば、少しそのあたりをしっかり詰めていただきたいというのが意見です。

○事務局（松崎）

参考資料1のところで、地域景観づくり協定制度の概要をお示しさせていただいているが、地域がルールを策定されて地域景観づくり協定という形で合意形成を図っていただいた後、条例に基づき協定の認定請求をされた場合、また委員会でご意見頂戴しながら協定の認定手続きを進めさせていただきたいと思っております。

その後、都市景観条例の規定に基づきまして屋外広告物条例の許可申請でありますとか、景観の届出、あと確認申請に際して、事業者が地域団体と意見交換をするという仕組みとさせていただいております。本市としましても認定した協定の中身についてはホームページで広く周知するとともに、窓口に相談に来られた際には事前に地域の方とお話し合いされていますかということを、事業者に確認することで運用の実効性を高めていきたいと考えております。

○嘉名委員

基本的には推進委員会と協議しているということにはなると思うのですが、実務的にこの大きな組織体で合意形成というのをどこまでするのか、おそらくこの下に傘下の組織みたいなものができるのではないかと思いますが、そのあたりどうでしょうか。

○事務局（松崎）

実務的な話でいきますと、地域のルールをつくられた後に、実際それを運用していくためにどういう手続きが要るかということも含めて、次のステップになりますが、団体で検

討いただこうと思っております。協定を認定するときは、実際どういう図書で協議するのかとか、窓口はどこに置くのかということも含めて、協定の認定請求をされる際には、そういうことも整えて請求していただくという形にしております。今時点ではそこまで決まっていないということでございます。

○橋爪委員長

ほか、いかがでしょうか。

○加賀委員

協定制度の確認をさせていただきたいのですが、ルールを運用してその運用結果といいますか、その結果を何かの形で報告といいますか、そのような場面というのを何か想定されているでしょうか。

○事務局（松崎）

最初に協定の認定をするときのハードルといいますか合意率といいますか、それは過半を超えているというところから徐々にスタートしたいと思っております。今回、団体の活動に対しては、建物棟数49棟に対し48名の所有者の方が賛同をいただいていることで、かなりの高い賛同を得て活動を開始しますが、実際にルールが細かく決まっていると同じ率で合意をいただけるとは限ませんので、まずは過半を超える賛同からスタートして、時間をかけて意見交換をする中で賛同者を増やしていくことを想定しています。一定の割合、8割とかある程度水準が高まってきたら、今度は法的拘束力のある景観協定など別のステップに移っていくということを考えております。ただ、ルールの中身によってどの制度を使うかというのは団体の特徴などもあると思いますので、今時点での制度ということはまだ決めておりません。

○加賀委員

新しい制度ということもあって、これをいかに広めていくかというところもあるかと思いますので、これを認定された場合にどういった運用をされていくのか、何か定期的にチェックして、そしてより良い制度に、必要であれば見直しをするなど、そういうところに繋げていければと思いますので、何かお考えいただいたらいいのではと思っています。

○事務局（泉）

ありがとうございました。地域景観づくり協定が認定されましたら、作成された自主ルールにつきましては、本市のホームページにも公表していきたいと考えております。

○橋爪委員長

ほか、いかがでしょうか。

○加我委員

今回の認定は大賛成ですが、この地域の現状を教えてほしいのですが、ガイドラインの対象区域があつて、その中に今回の推進委員会の活動区域がある。要件でいきますと、今回の場合は建物総数49の2分の1以上で48名の賛同ということですが、この白の部分の建物はやはり御堂筋から一歩中に入っているということもあってなかなか賛同は得られにくい、もしくはゆくゆくこういう活動が広がっていくという可能性があるのか。この地域の状況を教えていただきたい。

○事務局（松崎）

今回、団体で検討を進めたいと考えられているのが、デザインガイドラインで一定ルールが決まっています広告物について、それを具体に詳細化していくことを検討したいと考えられておられます。そのため、御堂筋から直接見える場所というのが、やはり非常に影響が大きいということで、今のデザインガイドラインの基準には、実は壁面広告の面積とか細かな規定はしていません。デザイン性、建物と一体としてデザインされて良好なものを設置してくださいといった基準としておりますので、それを具体につける位置であつたり大きさであつたり、例えば広告物の背面、地色の色であつたり、そういう詳細なことをこれから検討していきたいと聞いておりまして、その一番影響がある御堂筋から見える範囲ということに限定されて、今回活動をされるということで、エリア設定についてはガイドラインの裏側まで含めずに沿道に面したところということで対象を区切って申請いただいております。南側に伸びる青いラインの御堂筋まちづくりネットワークの活動エリアとも異なっていますが、ガイドライン上も本町北地区と南地区で将来のコンセプトが異なつておりますので、めざすべき将来像が淀屋橋から中央大通りで一旦まとまりが区切られているということもあって、今回はエリアを本町北地区の中でも御堂筋に面しているところという限定的な区域とされております。

○橋爪委員長

ほか、いかがでしょうか。

今のご指摘の件は、将来的にこのデザインガイドラインの対象区域全体に広げていっていただきたいというような思いが、私としてもございますが、いかがでしょう。

○事務局（松崎）

実際請求があったのがこの区域ということで、今後検討を進める中で広告物に限らず検

討が広がっていく可能性もございますので、団体とは協議させていただけたらと思っております。

○橋爪委員長

それに関連して申し上げたいのは、要は御堂筋まちづくりネットワークという一般社団法人に入ってない地権者のところも赤く塗っている活動区域ということですので、この活動区域ということとその団体の構成員というのは一致しない形で今回は申請を請求されているということで、そのあたりは私個人的には高く評価すべきことで、団体が周りの団体に入ってない地権者と一緒にこういう活動を展開されようというところを評価したいと思います。

○長町委員

今のお話で、この白い部分のところを抜いている、非常に明快に目的、屋外広告物に関してガイドライン以上のしっかりした協定に向かって歩みたいということですが、これは大事なことだと思います。常々実際のワーキングに入ってやっておりますと、ガイドラインまでは作れます、協定のところで多くの賛同を得にくくて、結局またガイドラインになることが多い。そのため、しっかり協定に結びつけていくために現実的なメンバーでスタートする、これは大事なことではないかと思います。その延長線上に更にメンバーが増えていくようなことがきっとあるのではないかと思います。

○橋爪委員長

ほか、いかがでしょうか。

少しエリア等に関してご質問等も出ましたが、全般的に認定に値しないといった否定的な意見は一切ございませんでしたので、本委員会といたしましては認定することに異議なしという形にさせていただきたいと存じますが、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○橋爪委員長

ありがとうございます。では、異議なしということで、委員会としては認定させていただく方向性を認めさせていただきたいと思います。

○事務局（泉）

ありがとうございました。本日の意見を踏まえ、認定の手続きを進めさせていただきま

す。

○橋爪委員長

それでは、議題（2）その他の案件でございます。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（松崎）

議題（2）について、ご説明いたします。議題（2）については、2件ございます。

1つ目は、先ほどご審議いただいたばかりですが、推進団体の認定後のアドバイザー派遣についてでございます。本議案は、地域景観づくりアドバイザー派遣要綱第8条第3項の規定に基づきまして、派遣するアドバイザーがその団体の活動をサポートするにあたり、適任かどうかということについて、委員会に意見を聞くものでございます。

なお、地域景観づくりアドバイザーにつきましては、平成29年10月の条例改正施行後に登録者の募集を行いまして、現在参考資料5にございますように、4社、11名が登録されております。また、登録された地域景観づくりアドバイザーの経歴書につきましては、こちらの都市景観委員会資料綴りの6番にそれぞれのアドバイザーの経歴書も綴じさせていただいておりますので、あわせて確認いただければと思います。

それでは、参考資料4の地域景観づくりアドバイザー派遣申請書（案）をご覧ください。

派遣申請の主な内容としましては、御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会におきましては、推進団体として認定されれば、地域景観づくりアドバイザーの派遣を受けたいという意向をいただいております。そのため、推進団体の認定請求時にこの派遣申請案を提出いただいております。内容についてご説明させていただきます。まず、派遣を希望する期間としましては、来年度になりますが4月1日から3月31日までとなってございます。派遣を希望するアドバイザーとしましては、登録番号29-9の廣瀬元彦氏となってございます。

3つ目としまして、指導または助言を受ける事項としましては、地域景観づくり協定の素案の作成に関すること、となってございます。1枚めくっていただきますと、平成30年度の事業計画書となってございます。次年度のスケジュールとしましては、4月から6月に現状の規制内容の整理を行って、7月ぐらいから10月にかけて自主ルール案を作成。11月から大体3月ぐらいまでにかけてテナントも含めた合意形成に向けた取組みといったものを予定しております。また、参考資料の4枚目に日建設計の廣瀬氏を希望す

る理由を添付していただいております。理由としては、廣瀬氏がアドバイザーとして地域の合意形成に向けた活動に関するノウハウがあり、また、まちづくりに関する主な業績から御堂筋に関する知見が豊富であること、といったことを理由として派遣を希望されております。

それでは、資料3の地域景観づくりアドバイザー派遣決定（案）をご覧ください。派遣の決定につきましては、推進委員会における自主ルール案の検討にあたって、御堂筋沿道におけるまちなみ誘導や、法に基づかないルールづくりのノウハウが必要であると考えております。また、派遣を希望する地域景観づくりアドバイザーについては、これらの業績を有していることから、当該派遣申請者への適切なアドバイスを行うことができるのではないかということ。以上のことから、事務局としましては、参考資料4のとおり申請書の提出がありましたら、地域景観づくりアドバイザーを派遣することを決定し、登録番号29-9、株式会社日建設計の廣瀬元彦氏を派遣したいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願ひいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

当該団体からは派遣申請書（案）として、廣瀬氏を希望する申請がございます。団体の今後の活動に関しましてアドバイスしていただくということでございますが、どのような手順でどのようなアドバイスが必要かなど、全般的なことで結構でございますので、ご質問、ご意見等ありましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。

○嘉名委員

ルールについてはガイドラインをベースという話が先ほどありましたので、そのあたりがきっかけになるのかなと思っているのですが、特にスケジュールの後半でビルオーナー、テナント等の合意形成に向けた取組みというようなところが、やっぱりポイントになってくるというところだと思います。そういう意味においては、多分廣瀬氏、もちろん御堂筋に関する知見も豊富だということは了解しているのですが、他事例での合意形成のプロセス等もしっかり情報提供していただいて、当初は消極的であったテナントであるとかビルオーナーがやはり地域の価値が上がるとか、そういうことで理解を示されて、同意に動くための他事例の工夫とかプロセスみたいなものもしっかり情報提供していただけるようにお願いできればと思っています。

意見です。以上です。

○長町委員

ご希望されて廣瀬氏をということですね。嘉名先生と同じように、私の希望ですが、拝見するとご経歴とかがハード整備型の知見をお持ちのアドバイザーだということですが、できれば、もちろん景観なのでハード整備の世界でございますが、まちのにぎわいとかに向かって姿だけが変わるのでなく、まちそのものの人というかそれを意識したアドバイスみたいなことをぜひしていただけたらと思います。

○橋爪委員長

ほか、いかがでしょうか。

1点だけ確認で、参考資料4の申請書のところの「指導または助言を受ける事項」のところが、「協定の素案の作成に関すること」だけにチェックが入っている。実際の工程表を見ると合意形成に向けた取組みでも助言をいただくことになっていて、3のところの助言を受ける事項のところのチェックが入っていないのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○事務局（松崎）

様式の書き方がまずいのかもしれないのですが、まず推進団体の認定後に3カ年の支援と協定認定後に2カ年の支援を予定しているのですが、まず1つの取組みとして協定の案をつくること、ということで、アドバイザー派遣をさせていただくイメージで書いているのが1つ目の四角になってございます。2つ目は案がほぼ確定しつつある段階で実際に権利関係調査を行ったり、合意の押印をいただく作業といいますか、そういったことをすることを2つ目の四角としていまして合意形成に関すること、ということを書かせていただきたいり、3つ目が協定認定後にはなるのですが、実際の協定の運用に向けてガイドラインの作成、パンフレットの作成であったり事務局と事業者との協議をどのように進めて行くのかといったことを具体に作っていくところが3つ目の四角にさせていただいております。2枚目の事業計画のところで書かれている合意形成に向けた取組みについては、案を固める上で、意見を聞きながら現実的な案を作っていくという、策定にあたってのアプローチといいますか、そういう意味での合意形成ということで、今の段階では1つ目の協定の素案に関する一つということで考えております。

○橋爪委員長

ほか、いかがでしょうか。

では、特に否定的なご意見ございませんでしたので、事務局とアドバイザーで今後の進

め方など協議いただきまして、本委員会といたしましては、派遣することに対して異議なしとさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○橋爪委員長

ありがとうございます。では、委員会としては派遣することに異議なしとさせていただきます。

○事務局（松崎）

ありがとうございました。地域景観づくり推進団体の認定手続き後、本議案と同様のアドバイザー派遣の申請がありましたら、速やかに手続きを進めさせていただきます。

○橋爪委員長

続きまして、その他、2つ目の案件ということでございますが、各部会の開催状況と伺っております。事務局より説明お願ひいたします。

○事務局（松崎）

それでは、各部会の開催状況についてご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。最初に、都市景観資源検討部会について、この間の取組みなどをご報告させていただきます。

平成30年2月22日に第23回の資源部会を開催しております。今後の部会運営や登録済みの都市景観資源の活用方策について、ご意見を賜りました。都市景観資源につきましては、平成15年、16年度の旧・指定景観形成物の指定から始まりまして、今年度末に全24区の登録が完了する予定となっております。これにより登録資源が400件を超えるということで、登録から10年以上経過した登録資源も数多くありますので、現在、一斉に登録した資源が現在どういう状況になっているのかということを調査して、ホームページに載っている概要とか、そういったものも含めて、メンテナンスをしているところでございます。第23回の部会では既登録都市景観資源の外観の変更ということで、9区13件の資源について登録の継続、もしくは解除についてご意見をいただきました。来年度も継続して5区10件の資源について、ご審議いただく予定となっております。また、都市景観資源の活用につきましては、やはり制度そのものの認知度を上げる必要があるのではないかとか、ホームページを見たときに、それを見てその場に行ってみたくなるよう

な仕掛けが必要ではないか、といったような御意見を委員の皆様からいただきました。現在は、ホームページに載せている写真については全体が写るように真正面から撮った写真というものを載せているのですが、視点場も示した上で、ここから撮ると素敵な写真になります、といったフォトジェニックなショットというのも掲載してはどうかといったご意見もいただいております。そのほか、景観重要建造物・樹木の指定に向けた検討を今後行なっていくますが、他制度の補助金とか、そういうものの活用も含めたインセンティブの検討が必要であるといったご意見もいただいております。

続けて、デザイン部会についてご報告させていただきます。

平成29年、昨年の10月30日に第1回のデザイン部会を開催しております。今後の部会運営やデザイン部会でお諮りする対象について、どういった視点で景観の配慮を求めるのか、また部会での意見をどのように反映していくのか、といったことを第1回の部会ではご意見いただきました。

また昨日ですが、3月5日に第2回の部会を開催しまして、景観計画に基づく協議・届出等の第1号の審議を行っております。具体的な案件の内容の説明は控えさせていただきますが、数年に跨いでいるような大規模な整備についての建築物・工作物の計画について意見聴取を行ったところでございます。意見聴取の流れとしましては、部会にお諮りした案件について取りまとめた意見を、事務局から事業者へ通知し、その後、事業者から対応案が示されましたら、その内容を確認した上で、その後の届出等を受理するといった流れで進めさせていただくと決めさせていただきました。そのほか、昨年まで建築美観誘導デザイン会議でご審議いただいておりましたデジタルサイネージの実績報告についても、昨日ご審議いただいております。

また、今後の部会の予定でございますが、景観読本の更新や、デジタルサイネージについて試行実施してから3年が経過しておりますので、今のまま継続するのか、一部見直しするのかなども含めて、モデル実施に関する検証というものを予定してございます。そのほか、心斎橋界隈ではメディアファサードといった建築物の表面を照明で演出するような広告物も出てきておりますので、こういったものについても、今後どう捉えていくのかということを、部会でご意見賜りたいと考えております。

最後に、景観形成推進方策検討部会についてご報告します。

昨年、11月16日に第1回景観形成推進方策部会を開催しまして、こちらについても今後の部会運営や眺望景観・夜間景観のあり方の検討の進め方について、ご意見いただき

ました。本市において、眺望景観を保全・整備する、また夜間景観を形成する意義、ねらいは何か、また施策展開の対象となり得るエリアはどこか、また、今後の施策展開に向けてどういった検討の進め方をするか、といったことを確認していただきました。

年が明けまして、1月12日に、眺望景観のモデルエリアの候補抽出に向けまして、部会委員の皆様と大阪城公園周辺や夕陽丘、中之島を現地調査しております。夜間景観については、事務局のみの調査ですが、ベイエリアや中之島、船場といったエリアを候補として事務局で整理させていただきました。

今回の部会は3月20日に予定しておりますが、次回にモデルエリアの絞り込みを行いまして、平成30年度にはモデルエリアにおける景観形成方策の検討を進めていく予定としております。モデル検討した結果を踏まえて、本市での眺望景観、夜間景観へのあり方へと反映してまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○橋爪委員長

ありがとうございました。では、各部会長から補足等ございましたら、お願ひいたします。

岡田部会長、お願ひします。

○岡田委員

都市景観資源検討部会ですが、今、事務局にご説明いただきましたので、大まかな内容、大体余すことなくご説明いただきましたが、幾つか議論になったことがございますので、ご紹介しておきます。

まず、やはり最初の登録から10年以上経過てしまっているということで、今メンテナンスをしているという状況にもありますが、中には小規模な改修でとどまっているものもありますが、中には大規模な改修どころか本当にその景観そのものが消滅してしまうようなものも実は残念ながらあります。それは先ほどご説明いただきましたインセンティブの検討ということにも関わるのですが、やはり登録だけだとこうなってしまうという恐れが、そういう可能性がゼロではないということを非常に明確に語ってしまったような事例もございましたので、そういったものと含めて、インセンティブの検討とともに含めて、並走して今後検討していく必要があるかなということを考えております。

もう一つ、今作業としてやっていることは、登録の継続、解除、特に10年以上過ぎた、あるいは過去のものとなった、過去に登録したものとの継続と解除ということの検討に

もあるのですが、ただ一方で、さすがに10年経つといろんな更新とかあるいは新しく生まれた景観、あるいは追加された景観、あるいは10年前の価値観では重要でなかったようなものが、ちょっと価値観が変わって今の視点で見たらまた新しく拾えるようなものというのは当然出てきますので、ゼロから全ての区をゼロからやり直すとなかなか難しいものがありますが、どういう形でやるか少し検討いただきて、どこかピンポイントでやるかということで、とにかく何らかの形で更新、追加ということもどこかに念頭に置いて、今後検討していきたいと思っております。以上です。

○橋爪委員長

では、デザイン部会、お願ひいたします。

○嘉名委員

先ほど事務局からご報告いただいたとおりですが、昨日、景観計画に基づく協議・届出の第1号の審議を行ったところです。まだ、第1号ということで、我々もちょっと手探りのところはあるのですが、具体には言えませんが、今手がけている案件というのが、全体として非常に大規模な物件でありまして、その中で個別の建築物であるとか工作物の景観計画、個別の届出が出てくるというところでございます。我々としては、どちらかというと今のところは個別の案件ごとに協議をしていくというスタンスでいたのですが、なかなかその事業の全体像みたいなところで、やっぱり景観の考え方どうなっているのかとか、そういう部分が少しあるかなというところで、このあたりは申請者とも協議しながら、今後も引き続き進めていきたいと思いますし、いきなり景観計画に基づく協議・届出という意味においては、一つ大きな課題をいただいたと認識しているところです。

それ以外、デジタルサイネージについては、もう何回か行ってきたところなので、かなり軌道に乗ってきたというのも昨日の意見でございます。エリマネと連動してやっているということもあって、事業者がやはり収益を上げられるようなという視点も、少し加味する必要もあるかなというようなことも昨日は議論をしていました。以上です。

○橋爪委員長

景観形成推進方策検討部会は私が部会長を兼任しております。

先ほどご報告ありましたように、次回部会、3月20日に予定してございますので、まだ本日は今年度の報告は十分させていただく段階ではないと思っております。モデルエリアを眺望も夜景も固めながら、次年度におきまして詳細を詰めてまいりたいということでございます。次年度の1回目の委員会で部会の報告を中間報告させていただきたいと思い

ます。よろしくお願ひいたします。

では、部会報告に関しまして、各委員から何かご質問、ご意見ございましたら、お願ひいたします。いかがでしょうか。

景観資源は、ようやく全部できたら、もう一度、最初からチェックし直すということです。大事なことですので、ぜひ賛同いただければと思いますが、何かございますでしょうか。

○長町委員

景観資源のホームページですが、すぐできる簡単な方法として、例えば観光系のところにバナーを貼るとか、何か見ていただく方法を少しでも取り入れたらいいのではないかでしょうか。

○事務局（泉）

ありがとうございます。おかげさまで、今年度末には24区全区において400を超える都市景観資源が登録されます。これからは都市景観資源の発掘に加え、観光部局や区役所とも連携して、見せ方も含めた活用にも力を入れてまいりますので、よろしくお願ひします。

○橋爪委員長

ほか、いかがでしょうか。

○嘉名委員

先ほど意見を言わせてもらったのですが、1つだけ追加で。建設局や都市整備局などの他部署の方も来られているので。

昨日のデジタルサイネージの審議のときに、少し課題として出たのが、デジタルサイネージの中の25%が公共枠の掲示をするということになっています。要は残りの75%は民間広告なので、そういう意味ではそれなりにクオリティーがかなり担保されているのですが、公共枠の特に具体名は申し上げませんが、クオリティーに課題があるという意見も出ました。事業者も公共枠を埋めるのはなかなか難しいということもあって、ぜひ大阪市とか、それから万博の誘致委員会とかも含めて、良いコンテンツをご提供いただきたいというお願いでございます。イケフェスとか何かこうコンテンツ、空いたら入れられるようにしておけば、非常にPRの効果が高いと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

○橋爪委員長

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特にご意見ございませんので、各部会それぞれ部会長、部会委員の皆様にはご負担をおかけいたしますが、引き続きよろしくお願ひいたします。

予定よりかなり早くなってございますが、本日予定いたしました議事は全て終了しましたので、進行を事務局のほうにお返しいたします。

○事務局（松崎）

本日はありがとうございました。今後の予定ですが、先ほども申しましたように、景観形成推進方策検討部会につきましては、3月20日、火曜日に予定しております。

また、来年度になりますが、デザイン部会につきましては、5月22日の火曜日に開催予定となっておりますので、ご出席の委員の皆様にはよろしくお願ひいたします。

これをもちまして、第54回大阪市都市景観委員会は閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

大阪市都市景観委員会委員

大阪市都市景観委員会委員
